

市民農園利用契約書

(目的)

第 1 条 この契約書は、 [開設者] (以下、「甲」という。) が特定農地貸付けにより開設する「 市民農園」において、借受者(以下、「乙」という。) と以下の条項により契約を締結する。

(契約対象農地)

第 2 条 本契約の対象となる農地(以下、「貸付農地」という。)の位置及び面積は、下欄のとおりとする。

(貸付料の支払い)

第 3 条 貸付料は、1 区画 (m^2 、 \times) 当たり年間 円とする。
2 乙は、貸付料を本契約時に甲に支払わなければならない。

(貸付期間)

第 4 条 本契約に基づく貸付期間は、5 月 日から 月 日までの単年度契約とする。

(貸付条件)

第 5 条 乙は、貸付農地において、耕作の事業に必要な農作業を行うことができる。
2 乙は、農作業の実施に関して甲の指示があったときは、これに従わなければならない。
3 貸付農地において次に掲げる行為を禁止とする。
(1) 建物及び工作物を設置すること。
(2) 営利を目的として作物を栽培すること。
(3) 貸付農地を第三者へ転貸すること。
(4) 植木、果樹等の永年性作物を栽培すること。
(5) 共同利用施設等を占有に使用すること。
(6) 農作物栽培に必要としない物の搬入、耕土の搬出等をする事。
(7) 前各号に掲げるもののほか、農園の運営目的に反すること。

(更新)

第 6 条 乙は、貸付農地を翌年以降も優先的に借り受けることができる。

(区画の決定)

第 7 条 乙に貸付けする区画は、抽選により決定する。

2 貸付区画は、原則、1区画とし、農園の区画に残余が生じたときは、乙は複数の区画を借り受けることができる。

(貸付農地の解除等)

第8条 次の各号に該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が貸付契約の解約を申し出たとき。
- (2) 乙が貸付料を支払わないとき。
- (3) 乙が第5条第3項に掲げる行為をしたとき。
- (4) 乙が貸付農地を正当な理由なく3か月以上にわたり農作業を行わないとき、又は放置したとき。
- (5) 農園の管理及び運営において特別な事情が生じたとき。

(貸付料の返還)

第9条 既に納付された貸付料は返還しないものとする。但し、次に掲げる事由に該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 乙の責めによらない事由により貸付けができなくなったとき。
- (2) 前号のほか、甲が相当な理由があると認めたとき。

(貸付農地の返還)

第10条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第8条の規定により貸付農地を解除されたときは、速やかに貸付農地を原状に回復し、甲に返還しなければならない。

2 前項の返還があったとき、農園に残存している農作物又は資材等については、乙は一切の権利を放棄したものとみなし、甲は任意で処分することができる。

(賠償責任)

第11条 乙の責めに帰すべき事由により、農園内の施設、備品等に損害を与えたときは、速やかに原状に回復し、その損害を甲に賠償しなければならない。

- 2 甲は、農園内又は農園の出入りにおいて発生した交通事故、農具又は農作物の盗難、病虫害の発生、自然災害等による損害に対して、一切の責めを負わないものとする。
- 3 甲は、乙に故意又は過失による損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負うものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか市民農園の貸付けに関する必要な事項は、別途乙に配布する「利用のきまり」に定めるものとする。

貸付区画番号			
平成	年	月	日
(甲)	住 所		電話
	氏 名		印
(乙)	住 所 〒	_____	
	氏 名	_____ 印	電話 _____

市民農園の貸付料、		円を領収いたしました。	
平成	年	月	日
	市民農園	開設者	印

市民農園 貸付対象農地の位置及び面積

区 画	区画番号 (下図のとおり)
面 積	平方メートル